

# 農業経営再建のための農業金融支援について

■■■東日本大震災により被害を受けた方（被災したことの証明を受けた方）に対する  
制度資金の融通について、特例措置が講じられます■■■

		資金名	対象者	資金用途	償還期限・据置期間 ※2	備考
公庫資金	（緊急運転） （中長期）	農林漁業セーフティ ネット資金	主業農業者	災害復旧の中長期の 運転資金	期限 10年→13年 (据置 3年→6年)	貸付限度額を 600万円（特認：年間経営費等の6/12） ↓ 1,200万円（特認：年間経営費等の12/12） に拡充（対象：原子力発電所の事故による 災害の影響を受けている被災農業者）
	施設 等 復 旧	農林漁業施設資金 (災害復旧)	農業者	施設等の修理	期限 15年→18年 (据置 3年→6年)	貸付限度額 負担額の80%又は1施設あたり 300万円（特認 600万円）
		スーパーL資金	認定農業者等	施設資金、 長期運転資金	期限 25年→28年 (据置 10年→13年)	貸付限度額 個人 3億円（特認 6億円） 法人 10億円（特認 20億円）
		経営体育成強化資金	主業農業者	施設資金、 長期運転資金	期限 25年→28年 (据置 3年→6年)	貸付限度額 個人・農業参入法人 1.5億円 法人・集落営農組織 5億円
民間 資金	施設 復 旧 等	農業近代化資金	主業農業者	長期運転資金、 施設資金	期限 15年→18年 (据置 7年→10年)	貸付限度額 個人 1,800万円 法人 2億円
	負債 整 理	農業経営負担軽減 支援資金	主業農業者	営農に係る負債 整理	期限 10年【特認15年】 →18年 (据置 3年【特認3年】) →6年	貸付限度額 営農に係る負債の限度内

※1 東日本大震災（地震・原発事故による災害）による被害を受けた方については、次の特例措置があります。

- ①最長18年無利子
- ②公庫資金及び農業近代化資金は実質的に無担保、無保証人
- ③農業信用基金協会の保証料の免除
- ④貸付契約の際の印紙税が免除

なお、上記①から③の特例措置に係る対象者は、原子力被災12市町村にほ場、事業所その他事業拠点を有する原子力発電所の事故の影響を受けている農業者であって、次のいずれかの要件を満たす方です。

- ・ 東日本大震災の影響により農業経営を中止し、農業経営を再開していない者又は再開後2年を経過していない者
- ・ 東日本大震災の影響により年間販売額が減少した者

※2 償還期限及び据置期間の特例（それぞれ3年延長）は、次のいずれかに該当する者であって、原子力発電所の事故による災害の影響を受けている者に適用されます。

- ① その主要な事業用資産について東日本大震災により浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたことの証明を市町村長その他相当な機関から受けた者
- ② その生産物（その加工品を含む。）に係る売上げが東日本大震災により平年の売上げに比して相当程度減少したことの証明を市町村長その他相当な機関から受けた者